

# 《利用調整（入所選考）・点数について》

## 利用調整（入所選考）について

### 1. 保育の利用を希望する全ての方へ

利用調整（入所選考）は、保育の必要性の認定を受けた方について、「保育の利用選考基準」（17～18ページ参照）に基づき行います。

利用調整（入所選考）の方法は、保育の必要な度合いを保護者・事由に応じた基本点と世帯や児童の状況などに応じて加点・減点する調整点を合算し、合計点数の高い方から優先順位を決定します。

利用調整（入所選考）の結果、保育所以外の施設・事業の利用が内定した場合は、施設・事業者と利用契約を交わすこととなります。

### 2. 小規模保育事業所・事業所内保育事業所を希望する方へ（卒園後の進路について）

小規模保育事業所等は0～2歳児までの保育となるため、卒園後の受け皿（優先受入枠）設定が必要とされています。2歳児クラスを卒園し、3歳からの保育の利用を希望する場合には、あらかじめ市の利用調整を経てくださいこととなりますが、その際の手続きおよび利用調整は、次のようになります。

（下記①と②は、それぞれ申し込みが必要です。締め切りは共に一般の当初選考の締め切りと同様です。また、①を希望される方については、②との併願が可能となっております。）

※小規模保育施設等の在籍児には、2歳児クラスの10月中旬頃に卒園後の進路調査が行われます。3歳児からも認可保育施設をご希望の場合は、その際に在籍施設を通じて翌年4月からの入所申し込みをしていただくこととなります。

#### ① 連携施設・公立保育所等の優先受入枠を希望する場合

※ 連携施設は 13～14 ページを参照してください。

※ 連携施設の有無に関わらず、公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園の優先受入枠への申込が可能ですが（小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設がある場合を除く）。

##### ア. 【2号認定】枠を希望する場合

小規模保育事業所等の卒園児に優先受入枠が設定されている場合、その施設（連携施設）における利用調整については加点（+100点）されます。卒園児の受入枠に限りがある場合は、卒園児間で保育の必要度合いに応じた選考になります。

なお、この優先受入枠の利用調整は一般の当初1次選考に先立って実施され、選考はこの1回に限ります。申し込み締め切りは一般の当初1次選考と同様です。

※ 本利用調整において内定が出た場合、一般枠（通常選考）の利用調整（次項②）の対象にはなりませんので、ご注意ください。

##### イ. 【1号認定】枠または企業主導型保育事業を希望する場合

施設へ直接申し込みください（市への申し込みはできません）。

#### ② 一般枠（通常選考）を希望する場合

##### ア. 【2号認定】での利用を希望する場合

小規模保育事業所等の卒園児については、一般枠の利用調整において加点（+8点）されませんが（本利用調整においては、上述の連携施設における利用調整上の加点（+100点）はつきません）。

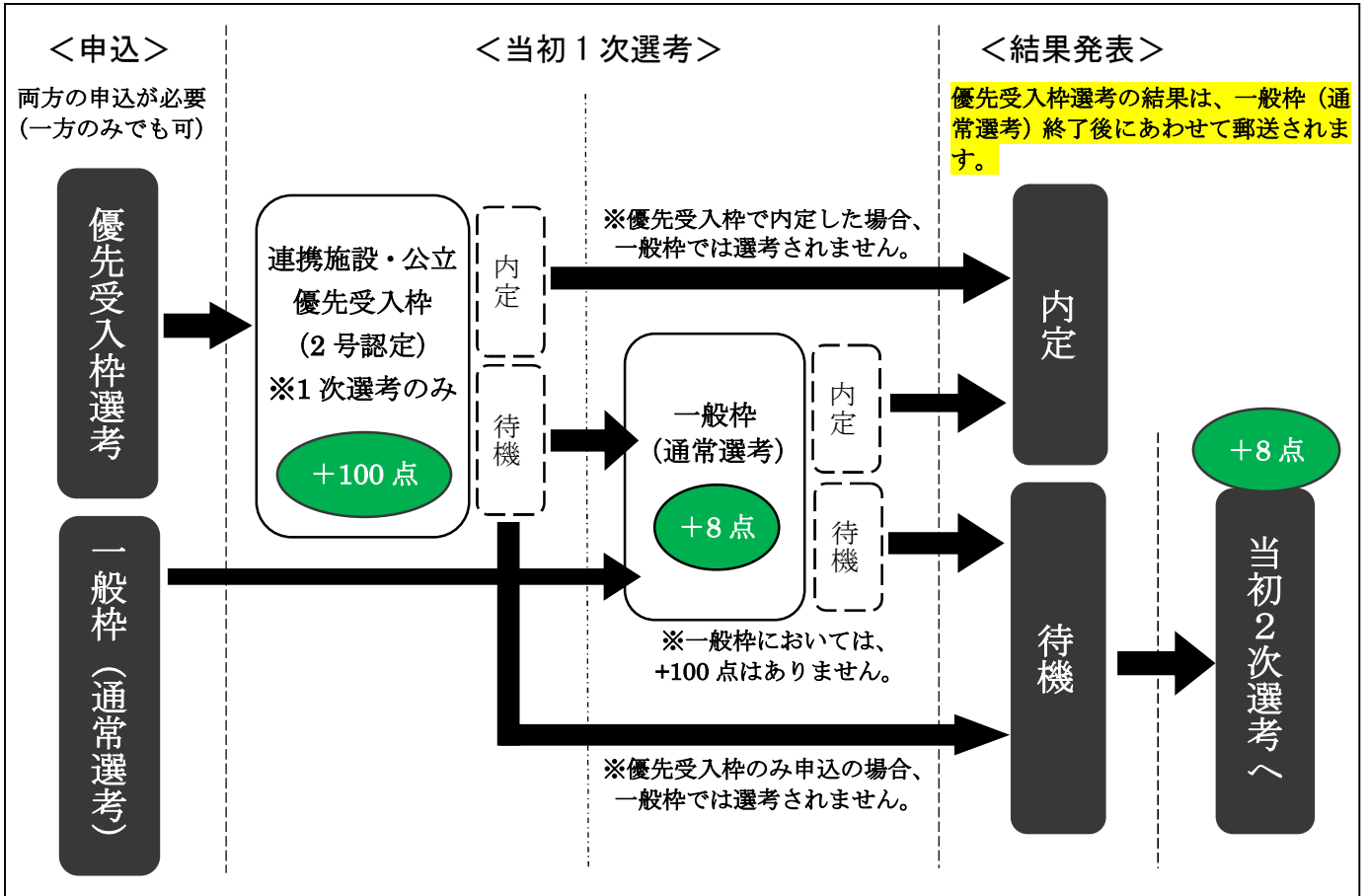
※ 本加点（+8点）が付与されるのは小規模保育事業等の優先受入枠設定義務の経過措置期間に限り、令和6年度末（令和7年度4月利用調整）までです（令和5年10月現在）。

##### イ. 【1号認定】での利用を希望する場合

公立・私立幼稚園および認定こども園の募集要項に応じて、期日までに直接施設へ（公立の場合は市へ）申し込みください。

＜次ページのイメージ図もご参照ください＞

＜小規模保育事業所等卒園時の当初選考（4月入所選考）の流れ（イメージ）＞



※ 卒園後の進路については、13・14ページ【将来（2歳卒園時）のお知らせ①・②】についてもご確認ください。

3. 認定こども園（2・3号認定と1号認定双方の定員設定のある施設）を希望する方へ

（入園後の認定区分の変更と利用調整の取扱いについて）

入園後に認定区分の変更を希望する場合、それぞれ次のような手続きが必要になります。

① 1号認定⇒2号認定へ変更を希望する場合

1号認定での入園後に2号認定での利用を希望する場合は、市の利用調整を経ていただくことになるため、市窓口への申し込みが必要になります。利用調整時には、優先的に利用ができるよう、加点（+150点）がつきます。ただし、施設の受け入れに限りがあるため、利用調整の結果、認定区分の変更をお受けできないことがありますので、予めご了承ください。

なお、必要書類、申し込み締め切りについては、7～9ページ「認定申請・利用申込・利用者負担算定に必要な書類」および5～6ページ「認可保育施設について」をご参照ください。

② 2号認定⇒1号認定へ変更を希望する場合

施設にご相談の上、変更希望月の前月中に「教育・保育給付認定申請書」を市窓口（保育幼稚園事業課）へご提出ください。